

札幌市宿泊税条例(概要版)

第1条 宿泊税(目的・使途)

市は、国内外の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。

第2条 用語

(1) 宿泊施設

- ・ 旅館業法に基づく営業の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所の施設(下宿施設を除く。)
- ・ 住宅宿泊事業法に基づく届出をして営む住宅宿泊事業(民泊)に係る住宅

(2) 宿泊

寝具を使用して宿泊施設を利用すること。

(3) 宿泊料金

宿泊の対価として支払うべき金額

第3条 納税義務者

宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課する。

第4条 課税免除

次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒及び学生
- (2) 次の施設が主催する行事に参加している満3歳以上の幼児
 - ・ 幼保連携型認定こども園
 - ・ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設
 - ・ 保育所、認可外保育施設
- (3) 上記(1)、(2)の行事の引率者

第5条 税率

宿泊者1人1泊につき

- (1) 宿泊料金が 50,000 円未満の場合 200 円
- (2) 宿泊料金が 50,000 円以上の場合 500 円

第 6 条 減免

市長は、天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要と認める者その他特別の事情がある者に限り、宿泊税を減免することができる。

第 7 条 徴収の方法

特別徴収の方法による。

第 8 条 特別徴収義務者

宿泊施設の経営者とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該経営者以外の者で宿泊税について徴収の便宜を有するものを特別徴収義務者に指定することができる。

第 9 条 特別徴収義務者の申告等

旅館業又は住宅宿泊事業を営もうとする者は、宿泊施設ごとに必要事項を市長に申告しなければならないほか、申告内容に変更があった場合、経営を 1 か月以上休止する場合、休止した事業を再開する場合及び経営を廃止した場合は、市長に届け出なければならない。

第 10 条 納税管理人

特別徴収義務者の住所等が札幌市外である場合、宿泊税の納入に関する一切の事項を処理させる納税管理人を定め、市長への申告等の手続を経なければならない。ただし、宿泊税の徴収確保に支障がないことを市長に申請して認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

第 11 条 納税管理人に係る不申告に関する過料

納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第 12 条 申告納入

特別徴収義務者は、毎月末日までに前月分の宿泊税について申告し、納入しなければならない。ただし、宿泊税額が少なく、かつ、宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められる特別徴収義務者については、市長の承認を受けた場合に限り、四半期ごとに3か月分を納入することを可能とする。

第 13 条 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、還付又は納入の義務の免除をする。

第 14 条 不足金額等の納入

特別徴収義務者が更正又は決定の通知を受けた場合は、不足金額又は各種加算金（過少申告・不申告・重加算金）を指定する納期限までに納入しなければならない。

第 15 条 特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等

特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え付け、必要事項を記載し、5年間保存しなければならない。また、売上傳票その他の書類を作成し、2年間保存しなければならない。

第 16 条 帳簿及び書類の電磁的記録による保存等

特別徴収義務者が備付け及び保存をしなければならない帳簿及び書類について、当該帳簿及び当該書類に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿及び当該書類の備付け及び保存に代えることができる。

また、特別徴収義務者は、当該書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、当該書類に係る電磁的記録の保存をもって当該書類の保存に代えることができる。

第 17 条 帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

特別徴収義務者は、帳簿及び書類について、当該帳簿及び当該書類に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿及び当該書類の備付け及び保存に代えることができる。

第 18 条 市税に関する法令の規定の適用

第 16 条・第 17 条の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムについては、市税の関係帳簿書類とみなして地方税法等の規定を適用する。

第 19 条 間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税

宿泊税は、許可状なしで搜索や差押えができる間接地方税とするとともに、夜間執行の制限を受けず臨検、搜索、差押え等を行うことができる法定外目的税とする。

第 20 条 賦課徴収の方法の特例、道宿泊税に係る督促等

札幌市の宿泊税と併せて北海道の宿泊税に係る賦課徴収、督促、滞納処分等を行うものとする。

第 21 条 賦課徴収

宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、札幌市税条例の定めるところによる。

第 22 条 検討

この条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第 23 条 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第 24 条 帳簿の記載義務違反等に関する罪

(1) 次のいずれかに該当する特別徴収義務者は、1年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- ・ 帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を隠匿した特別徴収義務者
- ・ 帳簿を 5 年間保存しなかった特別徴収義務者
- ・ 書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は書類を隠匿した特別徴収義務者
- ・ 書類を 2 年間保存しなかった特別徴収義務者

(2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して上記 (1) の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑を科する。

附 則

1 条例の施行日

条例の施行日は、別途規則で定める。

2 適用区分

この条例の規定は、施行日以後に行われる宿泊について適用する。なお、施行日の前日から施行日までにかけて行われる宿泊については適用しない。

3 準備行為

特別徴収義務者の指定等、宿泊税の徴収において必要な準備行為については、施行日前においても行うことができる。

4 経過措置

- (1) この条例の公布日以後で市長が定める日において宿泊施設を経営している者又は公布日から施行日の前日までの間に宿泊施設の経営を開始する者は、施行日の前日までに、市長に第9条の申告をしなければならない。
- (2) 施行日から起算して5日を経過する日までの間に宿泊施設の経営を開始する者は、施行日の前日までに、市長に第9条の申告をしなければならない。
- (3) 上記(1)・(2)の申告をした者は、施行日までに当該申告をした事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
- (4) 上記(1)の申告をした者が施行日までに宿泊施設の経営を廃止したときは、施行日までにその旨を市長に届け出なければならない。